

## 現況届 Q&A

### 提出について

Q. 提出期限までに提出できません。

A. 令和6年8月30日（金）必着としておりますが、やむを得ず提出が遅れる場合は、専用フォームにてご連絡をお願いします。

提出書類が前に次第速やかにご提出をお願いします。

右記の二次元コードを読み取ってください。



Q. 一部の提出書類が間に合わない場合、揃っている書類から提出したほうがよいですか？

A. すべて揃った段階でご提出ください。提出期限までに提出できない場合は、専用フォームにてご連絡をお願いします。

右記の二次元コードを読み取ってください。



Q. きょうだいで在園している場合、それぞれ提出する必要がありますか？

A. それぞれは必要ありません。世帯で1部ご提出ください。

### 保育を必要とする理由を証明する書類の提出について

Q. 令和6年4月に入所しました。書類の提出を省略できますか？

A. 提出省略の対象となりません。

Q. 入園後に「育児休業終了証明書」を提出したので、「就労証明書」の提出を省略できますか？

A. 提出省略の対象となりません。「就労証明書」をご提出ください。

Q. 無償化（施設等利用給付）の手続きのために提出した書類については提出省略の対象となりますか？

A. 今年度中にご提出済みの場合、提出省略の対象となります。

Q. 学童保育の手続きのために提出した書類については提出省略の対象となりますか？

A. 様式（記載内容）が異なるため、提出省略の対象となりません。

Q. プリンターがなく、必要書類が用意できません。

A. 小金井市役所保育課で書類をお渡しできます。また、令和6年度保育施設等入所案内に綴じられている様式を使用することも可能です。

### その他

Q. 家庭状況等が変わっています。現況届の提出をもって変更手続きは不要ですか？

A. 現況届は施設（事業者）の利用要件確認のために行うものです。

ご家庭の状況が変わった場合や保護者の方の保育の必要性の事由に変更が生じた場合等がございましたら、別途変更の手続きを早急に行ってください。